

香川県条例第 1 号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、知事等の県に対する損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 知事等 地方自治法第243条の2第1項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。
- (2) 普通地方公共団体の長等の基準給与年額 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。
- (3) 地方警務官 警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。
- (4) 地方警務官の基準給与年額 地方自治法施行令第173条第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。

(知事等の損害賠償責任の一部免責)

第 3 条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせる。

- (1) 知事 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に 6 を乗じて得た額
- (2) 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に 4 を乗じて得た額
- (3) 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は病院事業の管理者 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に 2 を乗じて得た額
- (4) 警察本部長 地方警務官の基準給与年額に 2 を乗じて得た額

(5) 警察本部長以外の地方警務官 地方警務官の基準給与年額

(6) 職員（第2号から前号までに掲げる職員を除く。） 普通地方公共団体の長等の基準給与年額

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行し、同日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。